

労働基準広報 2017 No.1913

2/1

CONTENTS

特集 平成29年度 雇用保険法の改正動向 ————— 6

基本手当の充実と雇用保険料率等の3年間引下げなど給付・徴収両面の改正盛り込む

今年1月5日、雇用保険法、労働保険徴収法、職業安定法、育児・介護休業法の4法の改正項目を盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」が諮問され、労働政策審議会は、同月6日「おおむね妥当」と認めて塩崎厚生労働大臣に答申した。雇用保険法については、昨年12月13日の「労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告」に基づいて、一定の特定受給資格者等の基本手当や教育訓練給付の充実、雇用保険料率の失業等給付に係る原則の率を平成29年度から3年間1000分の10に引き下げることなどの改正案が盛り込まれている。

(編集部)

●弁護士&元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 12

〈第30回〉長澤運輸事件東京高裁判決
定年後の再雇用による20～24%の賃金減額を不合理ではないと判断
(弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子)

●企業税務講座 ————— 22

第74回 平成29年度 税制改正大綱①
配偶者控除はじめ改正多数

(弁護士・橋森正樹)

●企業における多様な人材活用 ————— 28

～いま実践するダイバーシティ・マネジメント～
〈第5回〉「フォロワーからプロフェッショナルへ
～リーダー中心型人事管理からの脱却」

**役割の多様性を踏まえた
プロフェッショナル人材の活用を**

(県立広島大学経営専門職大学院教授・木谷宏)

●NEWS ————— 1

(同一労働同一賃金ガイドライン案まとまる)
業績に応じた賞与は非正規労働者にも支給/
(27年度・賃金不払残業の是正結果)是正企業
数は2年ぶりに増加に転じ1348企業/(グッ
ドキャリア企業アワード2016)従業員の自律
的キャリア形成を支援する10社を表彰/ほか

●2017年 厚生労働行政の抱負 ————— 40

厚生労働大臣 塩崎恭久

職業安定局長 生田正之

職業能力開発局長 宮野甚一

雇用均等・児童家庭局長 吉田学

本誌読者アンケート — 11 ●連載 労働ス
ランブル® (労働評論家・飯田康夫) — 38 ●わた
しの監督雑感 青森・むつ労働基準監督署長 吉
田義人 — 54 ●編集室 — 56

労務相談室

回答者

育 介 法 [育児短時間勤務で所定労働時間6時間に] 昇給を8分の6にするが — 48 弁護士・加島幸法
雇用保険法 [65歳以上の者を新たに採用した場合] 雇用保険の手続き必要か — 50 特定社労士・飯野正明
高 年 齢 者 [改正労契法による無期転換制度] 定年後の再雇用者にも適用か — 52 弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内